

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十日

奈良県人事委員会委員長 馬 場 勝 也

奈良県人事委員会規則第二十号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号(5)を次のように改める。

(5) 総務部知事公室防災統括室又は土木事務所における緊急又は非常の事態の発生に備えるための当直勤務

第七条第三号中(6)を削り、(7)を(6)とし、同号(8)中「(7)」を「(6)」に改め、同号中(8)を(7)とし、(9)を(8)とする。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。